**【 冷媒（フロンなど）表記のある家電について（お願い） 】**

　 内部にフロン（代替品含む）が使われている製品について、**資源再生センター**および

**ストックヤード**ではフロンを処理することができないため、**持ち込むことができません**。

フロン入りの家電の処分を検討される場合は、製品側面や裏面に貼付してある仕様を確認してください。

「冷媒」「フロン」と表記された商品の処分については、販売店舗や廃棄物処理業者

などにお問い合わせいただくようお願いします。

※フロンや代替フロンを使用している家電製品の例：家庭用の除湿器、冷水器、冷風機、ウォーターサーバー、除湿器機能付き空気清浄機など

【 **フロン（もしくはフロン代替品）が使用されている製品表示の例** 】



○で囲んだ部分のような記載がある製品の場合は、廃棄物処理業者に処分を依頼してください。詳しくは、生活環境課までお問い合わせください。026－224-7635